

事 務 連 絡

平成 30 年 2 月 26 日

関係団体 御中

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット
(訪問看護ステーション・介護施設向け)の周知について(協力依頼)

看護行政の推進については、平素よりご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度(以下「本制度」という。)については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)において、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されております。

本制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

この度、訪問看護ステーション・介護施設の従事者に対し、本制度の周知を図ることを目的に、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴管下の関係者各位へ情報提供いただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

(別添)

- ・リーフレット

『これからの医療を支える「看護師の特定行為研修」のご案内』(訪問看護ステーション・介護施設の皆さまへ)

(参考)

- ・リーフレット掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL :

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

<問合せ先>

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

後藤、吉安

電話 : 03-5253-1111 (内線4178)